

広島県告示第七百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十一年八月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

海田町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画公園事業

2・2・843号 三迫公園

三 事業施行期間

平成二十一年八月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡海田町三迫二丁目地内

使用の部分

なし